

シンガポール日本人学校規則

第1条（名称）	この学校を、THE JAPANESE SCHOOL, SINGAPORE（日本名をシンガポール日本人学校）と称し、小学部クレメンティ校を 95, CLEMENTI ROAD, SINGAPORE 129782、チャンギ校を 11, UPPER CHANGI ROAD NORTH, SINGAPORE 507657 に置き、中学部を 201, WEST COAST ROAD, SINGAPORE 127383 に置く。学校事務局の本局をクレメンティ校に置き、他の 2 校は支局を置く。
第2条（設置の目的）	この学校は、シンガポールに於いて、日本の教育原理と方法に基づく適切な初等・中等教育を日本語により、広く行う事を目的として設立されたものである。
第3条（登録認可）	この学校は、シンガポール共和国政府により「私立学校」としての認可を受け、登録されたものである。
第4条（運営理事会）	この学校の管理、運営に当る為に、学校運営理事会を置く。運営理事会の規則は別に定める。
第5条（教育の目的）	この学校は、日本の教育関係法規の精神に則り、児童・生徒の知的、身体的、道徳的な発達と人格の完成を目指すと共に、世界の平和と、国際理解、親善の為の正しい認識と資質を培う為に、適切な初等（小学校）、中等（中学校）普通教育を実施する。
第6条（修業年限）	この学校で実施する小学校教育の修業年限は 6 カ年とする。中学校教育の修業年限は 3 カ年とする。
第7条（就学）	この学校に就学出来る者は、シンガポール共和国に在住し、且つ、この学校の実施する教育を受ける事を希望する子女であって、小学校にあっては、満 6 才に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 才に達した日の属する学年の終わり迄とし、中学校にあっては、小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 才に達した日の属する学年の終わり迄とする。又、日本人学校に就学する児童・生徒は、その保護者がシンガポール日本人会の会員でなければならない。しかし、日本国籍を持たない児童・生徒については、その限りではない。前項の規定にかかわらず、特別な事由があって、校長が必要と認めた場合には児童・生徒の就学を許すことが出来る。但し、シンガポール国籍の子女の入学は原則として認められない。
第8条（通学区域）	この学校は、小学部に通学区域を定めている。 なお、通学区域については別に定める。
第9条（教育課程）	この学校は日本国文部科学省の定める学習指導要領に準拠して、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を含めた全領域の学習指導を行う為の教育課程を編成し、校長がこれを定めた後、実施する。
第10条（学年）	学年は、4月1日に始まり 3月31日に終わる。
第11条（学期）	学期は次の 3 学期に分ける。 第1学期 4月1日から 7月31日迄 第2学期 8月1日から 12月31日迄 第3学期 1月1日から 3月31日迄

第12条（休業日）	<p>授業を行わない日を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜日、土曜日 2. シンガポール共和国の祝祭日 3. 日本国の祝日のうち憲法記念日、みどりの日、こどもの日、天皇誕生日 4. 学年末及び学年始休業日：3月19日から4月11日迄 5. 夏季休業日：8月1日から8月31日迄 6. 冬季休業日：12月24日から1月6日迄 7. 特別の事由により校長が必要と認める日
第13条（入学、編入学、退学）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒の入学・編入学・退学は、保護者の申し出によって校長が許可する。編入学の場合は試験を行い、編入学年を変更することもある。 2. 日本国外において日本人学校で学んでいなかった児童・生徒については、必要な編入学試験に合格した場合に限り、それぞれの学校への編入学を認めることとする。 3. 校長は、過剰な要求を行い、学校運営に支障を生じさせる保護者に対しては、学校運営理事会に諮り、当該保護者の児童・生徒を退学させることができる。
第14条（退学事務）	この学校の児童・生徒が退学して、日本国内の義務教育学校に編入学する場合、日本国学校教育法施行規則第12条に定められている転学書類を一ヶ月以内に送付しなければならない。他の学校に入学した場合は、入学先学校から請求のあった時に限って送付する。
第15条（出席停止）	<p>校長は、次の事項に該当すると認める場合、児童・生徒に出席停止を命ずる事が出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒が伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある時 2. 教育上、他の児童・生徒に妨げがある時
第16条（保護者）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者は、児童・生徒の学校教育については、シンガポール日本人学校の運営方針に従い、常に学校と協力する義務を負う。 2. 保護者及び児童・生徒の身分、住所その他の異動変更のあったとき、及び児童・生徒が学校感染症等を発症した時は、すみやかに校長に届け出なければならない。
第17条（指導要録）	校長は、児童・生徒の指導要録を作成しなければならない。
第18条（卒業証書）	校長は、児童・生徒が小学校、又は中学校の最終学年の課程を修了した時は、各々の全課程を修了したものと認定し、卒業証書を授与しなければならない。
第19条（教職員）	<p>この学校に、必要に応じて次の教職員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名誉校長、校長、教頭、教諭、及び常勤・非常勤講師 2. 事務局長、事務局次長、学校事務局規則により定められた事務局職員 3. 学校医（内科、歯科）
第20条（教職員の任命）	<p>名誉校長は学校運営理事長が兼任し、校長、教頭、教諭、及び事務局長、事務局次長は学校運営理事長が任命する。講師は校長が任命し、事務局職員は事務局長が任命する。又、学校運営を円滑に行う為に教務主任、校務主任、学年主任、保健主任をおき、任命は校長が行う。</p> <p>上記の全ての任命は、何れも学校運営理事会において、予め報告されるものとする。</p>
第21条（教職員）	<p>教職員の基本的職務を次の通り定める：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名誉校長はシンガポール日本人学校を代表する。 2. 校長は、小学部クレメンティ校、小学部チャンギ校、並びに、中学部ウェス

	<p>トコースト校のそれぞれを代表し、運営理事会の決定に基づいて校務をつかさどり教職員を管理し監督する。又、教育、経営について責任を負う。</p> <p>3. 教頭は、校長を補佐し、校務を整理し、必要に応じて児童・生徒の教育をつかさどる。</p> <p>4. 教務主任は校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について連絡、調整及び指導に当る。</p> <p>5. 校務主任は、校長の監督を受け、校務全般の管理、連絡、調整、及び指導に当たる。</p> <p>6. 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡、調整及び指導・助言に当る。</p> <p>7. 保健主事は、校長の監督を受け、学校に於ける保健に関する事項の管理に当る。</p> <p>8. 教諭は、校長の指示による教育課程に基づいて児童・生徒の教育をつかさどる。又、学習指導、生活指導、健康管理に当り、これに必要な事務を行う。</p> <p>9. 学校医は、児童・生徒及び教職員の保健管理をつかさどり、保健主事並びに看護師の指導、助言に当る。</p> <p>10. 事務局長以下事務局職員の職務については、学校事務局規則により別途定める。</p>
第 22 条（教職員の服務）	教職員の服務については別に定める。
第 23 条（給与等）	教職員の給与、及び旅費については別に定める。
第 24 条（財務）	この学校の財源は、日本国国庫補助金、海外子女教育振興財団補助金、寄付金、入学金、施設費、授業料、その他をもって充てる。
第 25 条（会計年度）	この学校の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
第 26 条（校納金）	この学校の寄付金、入学金、施設費、授業料等の校納金については別に定める。尚、保護者の所属する企業・団体、あるいは保護者はその子弟の転・入学に際し、予め所定の寄付金を納入しなければならない。
第 27 条（財務規則）	財務規則は別に定める。
第 28 条（施設の目的外使用）	施設の目的外使用については別に定める。
第 29 条（賞罰）	児童・生徒に優れた行動があった場合は、これを賞揚する。教員が児童・生徒に懲戒を加えるに当たっては、それぞれの心身の発達に応ずる等、教育上必要な配慮をしなければならない。体罰は加えてはならない。教員以外のものが懲戒を加えてはならない。
第 30 条（不正利得の禁止）	この学校の教職員は、如何なる理由によっても、正当な報酬以外の利得を要求する事は出来ない。保護者、業者、その他からの金品の贈与は受けではならない。但し、英語検定業務に係わる手当については、受け取ることが出来る。また、シンガポール日本語補習授業校に勤務する専任教員・現地採用教員は、当該校からの謝金を受け取ることが出来る。
第 31 条（副業の禁止）	この学校の常勤教員は、この学校以外の職務に従事してはならない。家庭教師・その他の副業は、これを禁止する。但し、専任教員・現地採用教員については、校長の許可を得て、シンガポール日本語補習授業校に勤務することが出来る。

第32条(教科用図書)	児童・生徒の使用する教科書は、日本国文部科学省において選定し送付されたものを使用する。その他教科用図書、及び教材類について、児童・生徒の発達、学習内容、教科の進度等を勘案し、校長の許可を得て使用する。
第33条(閉校時の財産処理)	日本人学校を閉校する時には、学校に関して生じた全ての負債・債務を完全に精算し、残った資産があれば、1982年 CHARITIES ACT に登録された同様な他の現地の慈善団体に譲渡、若しくは移譲する事になる。
第34条(規則の改廃)	この規則の改廃については、運営理事会の議決によってのみ行われる。
第35条(施行年月日)	<ul style="list-style-type: none"> ・この規則は、昭和43年7月3日付制定、即日施行する。 ・この規則は、昭和52年12月22日付改定、即日施行する。 ・この規則は、昭和59年4月1日付改定、即日施行する。 ・この規則は、昭和61年4月1日付改定、即日施行する。 ・この規則は、昭和63年5月20日付改定、即日施行する。 ・この規則は、昭和63年7月14日付改定(第11条)、即日実施する。 ・この規則は、平成元年11月17日付改定(第23条、25条)、平成2年度以降施行する。 ・この規則は、平成2年1月12日付改定(第11条)、平成2年度以降施行する。 ・この規則は、平成6年12月12日付改定(第11条)、平成7年度以降施行する。 ・この規則は、平成10年2月20日付改定(第1条、第2条、第3条、第11条、第12条、第15条、第19条、第20条、第30条)、平成10年度以降施行する。 ・この規則は、平成14年12月13日付改定(第1、8、11、31条)、即日実施する。 ・この規則は、平成21年6月19日付改定(第12、13、29、30条)、即日実施する。 ・この規則は、平成21年11月20日付改定(第11条)、平成22年度以降施行する。 ・この規則は、平成22年3月10日付改定(第8条)、即日実施する。 ・この規則は、平成23年7月20日付改定(第13、16条)、即日実施する。 ・この規則は、平成30年4月1日付改定(第12条)、即日実施する。